

健康づくりグループ表彰事業実施要領

1 目的

全ての県民が生涯にわたり健康で明るく、生きがいを持ち生活できる健康長寿日本一を実現するためには、県民、関係機関・団体、行政が三位一体となった「健康長寿しまね県民運動」を推進していくことが重要である。

「第二次健康長寿しまね推進計画」に基づき、地域や職域で健康づくり活動を積極的に行うグループを表彰することにより、多様な取組を推進するとともに地域ぐるみの自主的、主体的な活動の活性化を図る。

2 実施機関

健康長寿しまね推進会議 島根県

3 対象分野

「第二次健康長寿しまね推進計画」の4つの柱を推進する、以下の内容とする。

【4つの柱】

- 1 住民主体の地区ごとの健康づくり活動の推進
- 2 生涯を通じた健康づくりの推進
- 3 疾病の早期発見、合併症予防・重症化防止
- 4 多様な実施主体による連携のとれた効果的な運動の推進

【内容】

- ①栄養・食生活 ②運動 ③喫煙・飲酒 ④歯と口腔の健康づくり
⑤休養・心の健康 ⑥その他

4 表彰の対象（詳細は別紙）

表彰の対象は、自主的に健康づくり活動を実践し、あわせて地域や職域の健康増進に努めているグループとし、具体的には次を参考にすることとする。

(1) グループの定義

概ね5名以上で構成され、定期的に健康づくりに関する活動を行っているグループ
<活動内容例>実践活動、意見交換、交流活動、学習会等

(2) グループの例

- ①自治会や公民館等の単位で健康づくりを主体的に取り組んでいる地区組織
- ②行政が健康づくり施策の一環として育成した後、自主的活動を行っているグループ
- ③健康に関心のある者が自主的に集まり、継続的に健康づくりを行っているグループ
- ④職場で自主的に健康づくりを行っているグループ

5 表彰の内容（詳細は別紙）

(1) 県表彰（島根県知事賞、健康長寿しまね推進会議会長賞）

ア 推薦は、別に定める推薦書（様式1号）及び推薦理由書（様式2号）によるものとする。なお、複数のグループを推薦する場合は、推薦理由書に圏域で推薦順位を記載する。

知事賞は、過去に健康長寿しまね推進会議会長賞を受賞し、活動年数10年以上であり、地域において模範となる活動を進め、貢献度の高いグループを推薦することとする。

会長賞は、過去に各圏域健康長寿しまね推進会議会長賞を受賞し、（またはこれに準ずる功績があり、）活動年数が10年以上であり、熱心な健康づくり活動を実践しているグループを推薦することとする。

イ 圏域健康長寿しまね推進会議から推薦のあったグループから、別に定める選考委

員会において審査の上、次により表彰し、表彰状と副賞を贈呈する。

島根県知事賞、健康長寿しまね推進会議会長賞：各3グループ程度

ウ 県健康推進課のホームページ等において表彰グループを紹介する。

(2) 圏域表彰（圏域健康長寿しまね推進会議会長賞、継続賞、奨励賞）

ア 様々な機会を通じてグループ表彰のPRを行い、応募のあったグループについて、活動の期間に応じて表彰し、表彰状（様式4-1、4-2、4-3号）を贈呈する。

奨励賞：活動期間3年、継続賞：活動期間5年、圏域会長賞：活動期間10年以上

イ 応募は、別に定める申請書（様式3号）によるものとする。

ウ 圏域健康長寿しまね推進会議のホームページ等において表彰グループを紹介する。

6 応募方法

(1) 県表彰（島根県知事賞、健康長寿しまね推進会議会長賞）

圏域健康長寿しまね推進会議は、推薦するグループの推薦書（様式第1号）及び推薦理由書（様式2-1号、2-2号）を健康推進課へ提出する。

(2) 圏域表彰（圏域健康長寿しまね推進会議会長賞、継続賞、奨励賞）

各グループは、申請書（様式3号）をグループの所在地を管轄する圏域健康長寿しまね推進会議へ提出する。

(3) 提出期限

ア 県表彰・・・平成27年9月7日（月）

イ 圏域表彰・・・各圏域健康長寿しまね推進会議の定める日

7 圏域表彰の応募用紙の送付先

松江圏域健康長寿しまね推進会議

〒690-0011 松江市東津田町1741-3 「いきいきプラザ島根」3階 松江保健所内

電話 0852-23-1314 FAX 0852-21-2770

雲南圏域健康長寿しまね推進会議

〒699-1396 雲南市木次町里方531-1 雲南保健所内

電話 0854-42-9635 FAX 0854-42-9654

出雲圏域健康長寿しまね推進会議

〒693-0021 出雲市塩冶町223-1 出雲保健所内

電話 0853-21-8785 FAX 0853-21-7428

大田圏域健康長寿しまね推進会議

〒694-0041 大田市長久町長久ハ7-1 県央保健所内

電話 0854-84-9821 FAX 0854-84-9830

浜田圏域健康長寿しまね推進会議

〒697-0041 浜田市片庭町254 浜田保健所内

電話 0855-29-5552 FAX 0855-22-7009

益田圏域健康長寿しまね推進会議

〒698-0007 益田市昭和町13-1 益田保健所内

電話 0856-31-9546 FAX 0856-31-9568

隠岐圏域健康長寿しまね推進会議

〒685-8601 隠岐郡隠岐の島町港町塩口24 隠岐保健所内

電話 08512-2-9713 FAX 08512-2-9716

8 本件に関する照会先

島根県健康福祉部健康推進課健康増進グループ

〒690-8501 松江市殿町1

電話 0852-22-6131 FAX 0852-22-6328

(別紙)

1 表彰の対象について

- ①自治会や公民館等の単位で健康づくりを主体的に取り組んでいる地区組織
(対象グループ例)
 - ア ○○地区健康づくり協議会
 - イ ○○地区健康を守る会
- ②行政が健康づくり施策の一環として育成した後、自主的活動を行っているグループ
(対象グループ例)
 - ア 糖尿病友の会
 - イ 高血圧友の会

(非対象グループ例)

老人クラブ活動、食生活改善推進協議会活動、婦人会活動等は対象としない。
なお、会としての活動ではなく、自主的な活動として会員の一部分が集まり、活動を行っているものは対象とする。
- ③健康に関心のある者が自主的に集まり、継続的に健康づくり、生きがい活動を行っているグループ
(対象グループ例)
 - ア ウォーキンググループ (歩こう会)
 - イ 食と健康を考える会

(非対象グループ例)

 - ア 月謝により開催している体操教室、エアロビック教室、料理教室等
 - イ 専門家の定例会等
 - ウ 勝敗を目的とするスポーツグループ
- ④職場で自主的に健康づくりを行っているグループ
(対象グループ例)

職場で勤務時間外に健康づくりに取り組むグループ

(非対象グループ例)

事業所で実施する健康づくりへの取り組みは対象としない。

2 県表彰の選考基準について

- ①10年以上の活動年数があり、継続的な取り組みがなされていること。
- ②幅広い年齢層での活動が展開されているか、また活動が広く地区に浸透していること。
- ③活動内容が定期的に行われているか、また組織的な体制をとっていること。
- ④今後その活動が健康増進に寄与する期待がもてるもの。
- ⑤圏域のバランスに配慮すること。
- ⑥その他、選考委員の意見を反映すること。

3 提出書類について

- ①推薦書(県表彰)、申請書(圏域表彰)は、グループごとに一部ずつ提出すること。
- ②圏域から県表彰へ複数のグループを提出する場合は、各圏域において推薦順位を記載すること。
- ③事業・活動名は、例えば「ウォーキング普及活動」「禁煙実践普及活動」というように、簡潔に表すこと。
- ④活動については、要綱の3 対象分野から選び、該当する()に○または必要事項を記載すること。
- ⑤事業・活動の目的、経緯、内容については、具体的に記入すること。
- ⑥事業・活動の状況がわかる資料等があれば、申請書に添付すること。